別　紙

公開概要書

受付日	令和 8 年 9 月 18 日	回答日	令和 8 年 10 月 26 日	担当課	文化振興課
意見等の内容	益田市の文化財の中に、益田市所在の国指定・登録文化財一覧が文化財の写真とともに掲載されており、立派な建物だと思った。 市内に自身が所有している建造物も歴史が古く、瓦屋根の立派な建物だと思っている。 その建物を残していきたいという個人的な思いとともに益田市民としても益田市内にある建物の中では大変貴重なものと思う。 文化財の候補として検討できないか。				
回答の内容	ご意見ありがとうございます。また、益田市所在の文化財建造物に興味・関心をお寄せいただきありがとうございます。 ご要望の件につきまして、文化財建造物には「指定文化財」と「登録文化財」があり、その指定・登録基準以下のとおりとされているため、まずは文化財建造物の専門家の調査が必要となってまいります。 したがいまして、まずは担当課から調査についてのご連絡をさせていただきたいと考えております。 ・重要文化財建造物の指定基準 建造物、土木構造物及びその他工作物のうち、次のいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの （１）意匠的に優秀なもの （２）技術的に優秀なもの （３）歴史的価値の高いもの （４）学術的価値の高いもの （５）流派的又は地方的特色において顕著なもの ・登録有形文化財（建造物）の登録基準 原則として、建設後５０年を経過した建造物のうち、次のいずれかに該当するもの （１）国土の歴史的景観に寄与しているもの （２）造形の規範となっているもの （３）再現することが容易でないもの				